

第5回「知床遊覧船事故対策検討委員会」の結果について

1. 監査・行政処分のあり方(行政処分)

- 事務局からお示した「対策の方向性(案)」について、概ねご了解頂いた。
 - ① 船舶の使用停止命令の創設
 - ② 違反点数制度の導入・公表
 - ③ 罰則の強化（安全確保命令違反の懲役刑・法人重課の導入 等）
 - ④ 欠格期間の延長（2年→5年）
- また、関連して、
 - 「安全確保命令の要件についても明確化が必要」
 - 「虚偽申告などの場合も船舶を止められると良い」
 - 「通常監査の段階で、違反を把握できるようになると良い」
 - 「事業者が問題を認知した場合の通報窓口を明確化してほしい」
 - 「ヒヤリハットから、どう適正なチェックに繋げるかの道筋が肝要」などの意見を頂戴した。

2. 被害者保護

- 事務局からお示した「対策の方向性(案)」について、概ねご了解頂いた。
 - ① 船客傷害賠償責任保険について、現行の基準より高い賠償限度額への引き上げを検討
 - ② 事業者の安全情報の提供の一環として、船客傷害賠償責任保険の加入状況を公表
- また、関連して、
 - 「適切な保険加入により、優良事業者として評価されると良い」
 - 「協会加入により、業界でまとまってコストを下げられないか」
 - 「少なくとも 3000 万円の限度額は少なすぎる」などの意見を頂戴した。

3. 船員の技量向上

○ 事務局からお示した「対策の方向性(案)」について、概ねご理解頂いた。

① 船長選任要件の創設

- ・下記 ②「事業用操縦免許課程」修了 & ③「初任教育訓練」修了 & 一定の「乗船履歴」
※限定沿海以遠において小型旅客船を運航する不定期航路事業者を対象

② 事業用操縦免許課程の拡充

- ・講習内容に、気象・海象、出航判断、機関等に係る知識や、操船技能を追加
- ・修了試験制度の創設

③ 初任教育訓練の義務化

- ・自社の安全管理規程や、運航を行う海域の気象・海象・地形に関する教育
- ・運航する海域で実際に船舶に乗り組んで行う訓練(=実船実海訓練) 等
※船長候補以外の初任の船員に対しても実施

○ また、関連して、

「初任教育訓練では、技能面以外の資質も重要」

「船舶は地域特性が大きいいため、自社の航路での習熟が必要」

「海域・地域毎の教育訓練に期待したいが、実際には難しく工夫が必要」

「ホワイトリストのように、無事故の船長を評価できないか」

「船長としての適性や技量は、個人的な能力差が大きい」

などの意見を頂戴した。

4. 海事監査部門の改革

- 事務局からお示した「対策の方向性(案)」について、概ねご理解頂いた。
- ① 本省・運輸局で課題・危機感を共有し、認識統一・意識向上
- ・本省海事局幹部が現場に足を運び、対話等を通じて、意識改革を徹底
 - ・捜査・監査等を行う他の行政分野の専門家を招いた講習等を定期的実施
 - ・自動車監査のノウハウを吸収するための人事交流、研修参加 等
- ② 監査業務に品質管理システム(QMS)を導入。評価・見直しと継続的改善を実施。
- また、関連して、
- 「行政の担当者が交代した際にも、一貫した対応をお願いしたい」
 - 「監査の体制の量的な面の改善も検討したほうが良い」
 - 「QMSは、計画を立てるに当たり、十分な情報収集・分析が必要」などの意見を頂戴した。

5. ご家族のご意見について

- 被害者ご家族からの意見に対し、委員から、
- 「多くの項目は、委員会の方向性ともおおむね合致した内容であり、今後安全対策を実施していくことによって、改善が図られるのではないか。」
- 「ドライブレコーダーの設置のアイデアなどは、その具体的な役割や機能を含め、事務局においても検討してはどうか。」
- 「具体のご提案内容をそのままお受けすることは難しいものものについても、こうしたご意見の背景にある、ご家族の安全に対するご心情を踏まえつつ、どのようなことなら可能か検討してほしい。」
- などの発言を頂戴した。

※今後の対策の方向性として概ねご理解頂いた項目については、速やかに具体化のための作業を進めていく。

以上